事業主の皆さまへ

「働き方改革」進んでいますか

～働き方改革関連法が順次施行されています～

①年次有給休暇の確実な取得

【施行】２０１９年４月１日～

使用者は、１０日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年５日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

☞時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、労働者ごとに管理簿を作成しましょう。

②時間外労働の上限規制

【施行】２０１９年４月１日～
※中小企業・２０２０年４月１日～

時間外労働の上限について、**月４５時間、年３６０時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年７２０時間、単月１００時間未満（休日労働含む）、複数月平均８０時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

☞時間外労働・休日労働をさせるためには、３６協定の締結が必要です。

③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

【施行】２０２０年４月１日～
※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法
２０２１年４月１日～

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されました。

☞待遇に違いがある場合、その違いが「不合理ではない」と説明できるよう、整理しましょう。

働き方改革関連法に関するご相談は・・・
千葉働き方改革推進支援センター（TEL:0120-17-4864）まで

テレワークの積極的な活用をお願いします

ワーク・ライフ・バランスの実現に加え、新型コロナウイルス感染症対策のため、働き方の新しいスタイルとして、「テレワーク」が注目されています。
テレワーク導入に役立つ情報を掲載しました。ぜひ、ご活用ください。

テレワーク導入支援

◆千葉県「働き方改革」推進事業

新規にテレワーク導入を希望する中小企業等を対象に専門家を派遣し、テレワークの社内試行を支援します。（導入済みであっても、運用に課題があり、活用されていない場合も対象とします。）

Tel:043-238-9865（千葉県「働き方改革」推進事業事務局）　千葉県　令和3年度　テレワーク導入支援　検索

各種相談窓口

※受付時間等は変更になることがあります。

◆テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークにおける労務管理やシステム環境等、各種相談に無料で対応しています。

https://www.tw-sodan.jp/

TEL:0120-861009（受付時間：平日9:00~17:00）

◆テレワークマネージャー相談事業（総務省）

企業・団体ごとの特有の課題に合わせた様々なシステム・ツール、情報セキュリティ等に関する相談に無料で対応しています。

https://teleworkmanager.go.jp/

各種ガイドライン

※各種ガイドラインについては変更になることがあります。

◆労務管理関係

・テレワークモデル就業規則～作成の手引き～（厚生労働省）

テレワークにおける就業規則作成のための手引きです。

https://telework.mhlw.go.jp/wp/wp-content/uploads/2019/12/TWmodel.pdf

・テレワークの適切な導入及び実施のためのガイドライン（厚生労働省）

労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を示しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

◆セキュリティ関係

・テレワークセキュリティガイドライン（総務省）

テレワーク導入におけるセキュリティ対策についての考え方や対策例を示しています。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

（問合せ先）千葉県商工労働部雇用労働課　TEL:043-223-2743/FAX:043-221-1180